

多摩区民活動・交流センター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 多摩区における、「川崎市市民活動支援指針」（平成13年9月制定）で定義されている市民活動の自主的かつ自立的な発展と、市民活動団体の団体間交流の推進を目的として、多摩区民活動・交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設、設備機器 交流センター会議室、印刷・作業スペース、打ち合わせスペース及び情報コーナー並びにそれぞれに設置されている机、椅子、ロッカー、掲示板等の備品、印刷・作業スペースに設置されている大型パンチ、大型ホチキス等の事務用品及び印刷機、紙折機等の事務機器をいう。

(2) 印刷機 印刷・作業スペースに設置されている高速カラープリンタをいう。

(位置)

第3条 交流センターの位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第4条 交流センターが行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 主体的な市民活動を支援するために、施設、設備機器を利用に供すること。
- (2) 市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用時間及び休所日)

第5条 交流センターの利用時間及び休所日は、別表第2のとおりとする。

(利用の対象)

第6条 利用対象団体は、多摩区内で活動を行う市民活動団体とする。ただし、営利活動、政治活動、宗教活動、個人的活動及び不法行為等を目的とする団体は除くものとする。

(利用の登録)

第7条 交流センターを利用しようとする市民活動団体は、多摩区長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする市民活動団体は、「多摩区民活動・交流センター利用登録申請書」(第1号様式)を多摩区長に提出しなければならない。

3 多摩区長は、第1項の承認を申請をした団体の活動が、前条ただし書に掲げるものに該当する場合を除き、「多摩区民活動・交流センター利用登録承認書」(第2号様式)により第1項の承認をするものとする。

(登録の取消)

第8条 多摩区長は、前条第1項の承認を受けた団体(以下「利用登録団体」という。)の活動が、第6条ただし書に掲げるものに該当すると認めるときは、利用登録の承認を取り消すことができる。

(利用の制限)

第9条 多摩区長は、利用登録団体が次の各号の一に該当する場合は、交流センターの利用を拒否し、又は利用登録の承認を取消できるものとする。

(1) 交流センターの設置目的に反し、その秩序を乱し又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、設備機器を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前各号に定めるものを除くほか、庁舎施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用者負担)

第10条 利用登録団体は、印刷機の利用にあたり、別表第3に定める消耗品類等の使用相当分の料金を負担するものとする。

(損害賠償)

第 1 1 条 利用登録団体は、その責に帰すべき事由により、施設、設備機器の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(実施主体)

第 1 2 条 交流センターの管理及び運営は、多摩区役所まちづくり推進部地域振興課、多摩区役所まちづくり推進部生田出張所及び多摩区民活動・交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が協働で行う。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

3 交流センターの整備は、運営委員会と協議の上、多摩区役所が行う。

(その他必要な事項)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、多摩区長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 1 月 1 6 日から施行する。

(多摩区民活動支援コーナー設置要綱の廃止)

2 多摩区民活動支援コーナー設置要綱（平成 1 3 年 7 月 2 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	位置
多摩区総合庁舎内	川崎市多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1
生田出張所内	川崎市多摩区生田 7 丁目 1 6 番 1 号

別表第 2（第 5 条関係）

区分	利用時間	休所日
多摩区総合庁舎内	午前 9 時から午後 9 時まで	(1) 年末年始(1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日) (2) 庁舎点検日 (3) その他多摩区長が特に必要と認める日
生田出張所内	午前 9 時から午後 8 時まで	(1) 年末年始(1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日) (2) 庁舎点検日 (3) その他多摩区長が特に必要と認める日

別表第 3（第 1 0 条関係）

印刷用紙の大きさ	色	片面料金	両面料金
すべてのサイズ	単 色	1 円	2 円
	カラー	3 円	6 円

備考

合計で 1 0 円未満の端数は 5 円単位で繰上げとする。

多摩区民活動・交流センターの利用について、次のとおり申請します。なお、利用にあたっては利用方法、注意事項を順守します。

※新規登録の場合は、活動の目的や内容が分かる会則（定款や規約等）と、活動記録等の資料を添付してください。（登録の更新・廃止の場合は、この登録申請書のみ提出してください。）

※登録内容の変更の場合は、登録番号と団体等名のほか、変更箇所のみ記入してください。